

権原市立耳成西小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止のための組織

【いじめ防止対策委員会】

○構成員

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・人権教育主任

養護教諭

※必要に応じて

いじめ不登校対策指導員・

スクールカウンセラー

○取り組み内容

・いじめ防止等に関わる取り組みの方針の企画立案

・児童に関する情報共有

・いじめ問題への対応を協議

・アンケートの実施、考察

いじめ問題に関しては、この組織を中心に取り組むが、児童の課題について担任が一人で抱え込むことなく、より多くの教員で課題を共有し対応するため、以下のような部会をおき、機能させていく。

【生徒指導部会】

いじめを含め、児童の様々な行動に関して定期的に情報を共有し、対策等を協議

【学年部会】

児童の日々の様子や学年としての方向性を日常的に話し合う

【職員会議】

必ず案件の中に「最近の児童の様子」という項目を設け、児童の日々の様子等を交流し、情報の共有を図る

・部会での取り組みの内容を確認する

◎いじめ防止強化月間（12月）の取り組み

・個人懇談

・いじめアンケートの実施

・いじめ防止対策委員会の開催

基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの心に長く深い傷を残すものであり、人として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学級にも、どの児童にも起こり得るものであるという基本的認識をもち、本校児童が、安心して豊かな学校生活を送ることができるように、全教職員が同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組む。

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことを基本に考える。

いじめ防止のための取り組み

【いじめの未然防止の取り組み】

○児童が安心して豊かな学校生活を送るための取り組み

- ①児童が主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う
・コミュニケーションを意識した授業改善
・話し合い活動の充実

→児童が自分の思いを表現できる場面や環境を作り、自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら建設的に調整し解決する力や、自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

- ②学校の教育活動全体を通じて、人権教育の推進を行う

・各学年での取り組み
・人権集会の実施
・人権を確かめ合う日

→児童の人権意識を高め、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

○いじめについて共通理解を図る取り組み

- ①平素から教職員全体でいじめに対する共通理解を図る

・学校いじめ防止基本方針の作成、検討、見直し
・人権教育研修

- ②平素から家庭・地域と連携し、日頃の児童の様子やいじめに対する共通理解を図る

・学校だよりの発行
・学校評価アンケートの活用

【いじめへの早期発見・早期対応の取り組み】

○けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、休み時間など日常生活において、常に児童の様子に目を配る

○定期的にアンケートを実施し、いじめの実態把握に取り組む

○いじめ不登校対策指導員や関係機関と連携し、児童及び保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を作る

○いじめ防止のための組織を常に機能させ、日頃の児童の様子や情報の共有を図る

【いじめに対する対処】

○発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する

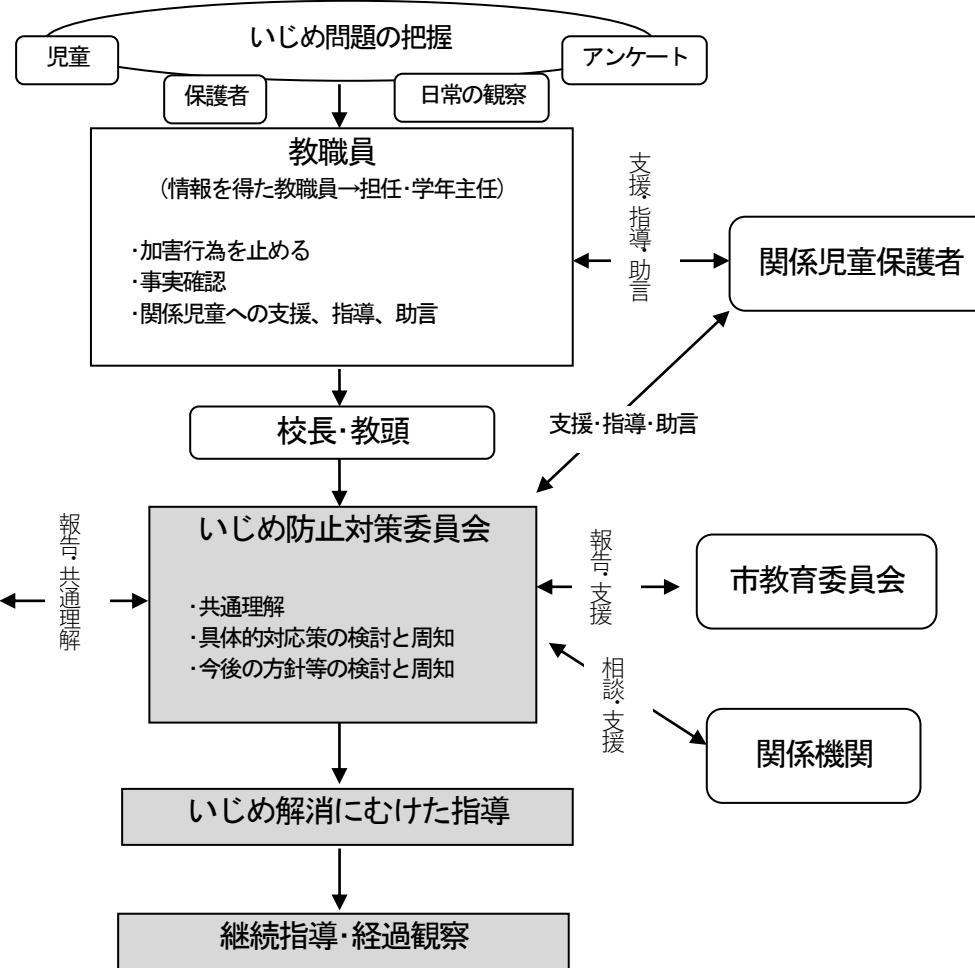
○被害児童を守り、まず加害行為を止める。その後、事実確認やいじめに至った経過をしっかり把握し、関係児童とその保護者へそれぞれ支援、指導、助言を適切に行う

○いじめ防止対策委員会を中心に、教職員全員の共通理解、教育委員会への報告、関係機関との連携等の対応を行う

○学級集団や学年集団への支援、指導、助言を適切に行う

○いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童を十分観察し心のケアや支援を行う

組織的対応の流れ



その他

- 外部関係機関との連携推進を行う
 - ・樫原市いじめ問題対策連絡協議会
 - ・児童相談所
 - ・樫原警察署生活安全課 等
- 中学校区での連携を密にし、児童の様子を交流できるようにする